

入札参加資格登録変更届の提出について

登録内容に変更（営業の廃止等を含む）が生じたときは、必要書類を添付して、すみやかに浜松市役所調達課へ提出してください。

記入方法

- ・登録している区分を○で囲み、変更のある項目のみ記入してください。 **※記載例参照**
- ・登録区分が複数ある場合も、1部作成としてください。ただし、登録区分により登録を本店と支店等委任とに分けている場合は、それぞれ作成してください。

添付書類

※登記簿謄本、各証明書、経営規模等評価結果通知書は写し可。

変更事項		添付書類	
本社等	商号又は名称	【法人】登記簿謄本／委任状（※支店等に委任している場合は必要）	【建設工事登録者】 建設業許可に係る変更届出書（受付印のあるもの）の写し（※代表者のみ変更する場合は不要） * 1
	代表者	【法人】登記簿謄本／委任状（※支店等に委任している場合は必要） 【個人】身分（身元）証明書／登記されていないことの証明書 【法人・個人】人的関係に関する申告書（※該当する場合に必要）	
	住所又は所在地	【法人】登記簿謄本／委任状（※支店等に委任している場合は必要） 【浜松市外から浜松市内に移転した法人・個人】 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書	
支店等	名称	【法人】委任状	【建設工事登録者】 営業所一覧等、所在地及び許可の種類が分かる書類 （※代表者のみ変更する場合は不要） * 2
	代表者	【法人】委任状	
	所在地	【法人】委任状 【新たに浜松市内の支店等に委任することとした法人・個人】 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書	
資本金		【法人】登記簿謄本	
希望業種	建設工事	建設業許可に係る変更届出書等(上記の *1 及び *2 の書類)／経営規模等評価結果通知書（希望業種の総合評定値の記載があること）／業種選択表(必要な場合) ※5業種（土木一式、建築一式、電気、管、水道管）の格付は、業種の追加・変更の届出により行うことはできない。 ※追加・変更は格付を要しない業種のみ可。ただし、上記5業種でも、小額工事のみ参加を希望する場合は追加可。	
	建設工事関連業務委託	業種選択表 ※以下は、変更・追加する業種に応じ添付。 登録証明書／測量等実績調書／技術者一覧／現況報告書	
	物品購入	許可の写し(必要な場合)／業種選択表(必要な場合)	
	業務委託・賃貸借	追加業種実績表(必要な場合)／業種選択表(必要な場合)	
その他	* 合併や事業譲渡の場合は、合併協定書の写し等経緯が確認できる書類。（*の場合で、合併や事業譲渡先が登録のない者の場合は、法人番号を確認できる書類の写しを添付。）		

※次ページの注意事項も必ず確認してください。

注意事項

- ・変更届は、持参又は郵送により提出してください。
- ・原則として、**受付日（受理日）で変更します**。ただし、変更届に記載された変更年月日が、受付日（受理日）後の日付の場合は、その日から変更します。なお、添付書類のうち、取得に時間を要する書類の提出が遅れるが、先に変更する必要がある場合は、浜松市役所調達課へお問い合わせください。
- ・**「市税の納付又は納入状況照会に関する同意書」を提出する必要がある申請者の変更年月日は、原則として、浜松市が申請者の浜松市税に未納がないことを確認した日となります。**（浜松市税の納付又は納入状況を確認する作業は、申請日から1週間程度を要します。）
- ・希望業種の追加等は、登録している区分のみ可能です。（登録区分の追加は変更届ではできません。）
- ・「人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準」に掲げる人的関係の基準に、新規該当となった場合や変更が生じた場合は、「人的関係に関する申告書」も提出してください。
- ・委任状、市税の納付又は納入状況照会に関する同意書、業種選択表等は、各書類ファイルをダウンロードしてください。

届出・問合せ先 : 〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所調達課
電話 053-457-2173 / FAX 050-3730-3713